

# 市役所からの お知らせ



\*市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、秋田市ホームページをご覧ください。http://www.city.akita.akita.jp/



**11月24日(月)の「振替休日」は、家庭ごみと資源化物を収集します**

収集日にあたっての地区  
のかたはお忘れなく。環境都  
市推進課☎(863)6631

**雪が降る前に再確認! 空き家の管理は適正に**



空き家は、所有者が適正に管理することが原則です。空き家を所有しているかたは、次の点にご留意ください。

■積雪による建物の倒壊や落雪、または強風で物が飛散・落下するなどして、近隣の家屋や通行人などに被害を与えた場合、その建物の所有者(実際に使っている人)の管理責任が問われ、損害賠償などを請求されること  
があります

■本格的な雪のシーズンを迎える前に、現在空き家を所有している、または家族の転居などで空き家になる可能性があるという物件をお持ちのかたは、「適正に管理されているか」「将来的に誰が管理するか」などを、今一度ご確認ください

●問い合わせ 通行人などに危害を及ぼすような空き家は防災安全対策課☎(866)2021、その他、相談窓口の案内・紹介は市民相談センター☎(866)2039

**消費生活相談窓口を  
かたる詐欺にご注意!**

消費生活相談窓口などかたり電話をかけ、「あなたの個人情報」が3か所に漏れている。2か所は取り消せたが、残る1か所だけは取り消せない。代理人を立てて削除してあげる「など」を持ちかけ、最終的にはお金をだまし取る手段が増えています。

公的機関が「個人情報」を削除してあげる「など」と電話することは絶対ではありません。個人情報の削除を持ちかける電話は詐欺です。相手にせず、すぐに電話を切ってください。困ったときは市民相談センターへご相談ください。

☎(866)2016

**修学資金などを  
貸し付けます**

母子家庭、父子家庭および寡婦を対象に、お子さんの修学にあたって入学金や授業料などを無利子で貸し付けます。事前審査がありますので、借り入れを検討されて

いるかたは早めにご相談ください。その他、母子父子寡婦福祉資金の内容や申請に必要な書類は、子ども総務課へお問い合わせになるか、市のホームページをご覧ください。

●問い合わせ 子ども総務課支援担当☎(866)8957

**児童扶養手当と  
公的年金給付等との  
併給制限を見直し**

児童扶養手当法の改正により、12月1日(月)以降は、「公的年金給付等」の額が「児童扶養手当」の額より低い場合は、その差額分の手当が受給できるようになります。

対象となるかたは、申請手続きが必要ですので、年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書などをお持ちになって、12月1日(月)以降に子ども総務課(市役所3階)で手続きしてください。

●問い合わせ 子ども総務課支援担当☎(866)8957

**廃棄物の減量に関する  
審議会の委員を募集**

市の廃棄物の減量などを調査・審議する「秋田市廃棄物減量等推

進審議会」の委員4人を募集します。任期は2年で、審議会は平日の日に約2〜3時間、年3回程度開催します。報酬あり。

対象▶秋田市にお住まいで、平成26年11月21日時点で20歳以上のかた。ただし、秋田市の他の審議会の委員、国・地方公共団体の議員、常勤の職員を除く

申込書に添付する作文と提出期限▶「ごみの排出抑制(リデュース)」「製品の再使用(リユース)」「ごみの再資源化・再生利用(リサイクル)」からテーマを1つ選択して、800字程度にまとめた作文を申込書に添えて、12月15日(月)まで提出してください

申込書の配布場所と申込方法▶環境都市推進課(寺内)、資料閲覧コーナー(市役所1階)、北部・西部・河辺・雄和・南部(御野場)の各市民サービスセンター、駅東サービスセンターにある申込書に必要事項を記入して、郵送、FAX、Eメール、持参のいずれかで環境都市推進課へ提出してください。申込書は、市のホームページからもダウンロードできます

応募先▶T011-0904 寺内蛭根三丁目24-3環境都市推進課 FAX(863)66883 Eメール ro-evcp@city.akita.akita.jp

●問い合わせ 環境都市推進課 ☎(863)6632



犯罪被害者等支援  
シンボルマークの  
「ギョットちゃん」

11月25日～12月1日  
犯罪被害者週間  
はんざいのがいしゃしゅかん

26年度 犯罪被害者等に関する標語  
傷ついた心をささえる僕らの手

11月25日(火)から12月1日(月)まで  
は「犯罪被害者週間」です。犯罪防  
止や被害者支援のために何ができ  
るか、この機会に考えましょう。

市役所1階の市民相談センター  
では、犯罪被害に遭われたかたな  
どからの相談に応じ、生活や福祉  
などの手続きが一つの窓口ででき  
るよう努めています。

●犯罪被害者などの支援総合窓口  
☎(866)2039  
(市民相談センター内)



秋環連のみなさんと穂積市長(中央)

## 秋環連から イベント収益の寄付

10月20日、秋田市飲食店組合環同連会(秋環連)から、7月にエリアなかいちで行った「第46回チャリティー生ビール祭り」の収益金の一部5万円を、今年も寄付していただきました。

寄付金は市の福祉事業に活用させていただきます。ありがとうございました。

福祉総務課 ☎(866)2092

シルバー人材センター  
会員を募集しています

(二社)秋田市シルバー人材センターでは、健康で働く意欲があるおおむね60歳以上のかたを対象に会員を募集します(年会費3千500円)。会員には企業や家庭などから引き受けた仕事を紹介し、内容に応じて報酬をお支払いします。

職種▼除雪、庭木のせん定、除草、駐車場や建物の管理・日直など  
入会説明会▼毎月第2・第4水曜日、午後1時30分から八橋のシルバー人材センターで(祝日を除く)。直接会場へお越しください。  
●問い合わせ 秋田市シルバー人材センター ☎(863)5900



秋田建築労働組合青年部の古屋代表(左)と鎌田副市長

## 秋田建築労働組合 青年部に感謝状を贈呈

秋田建築労働組合青年部は地域貢献の一環として、平成14年から市の公共施設などの修繕を行っています。今年は拠点第一街区公園(東通仲町)の四阿(あずまや)や、ベンチなどをボランティアで修繕していただき、10月28日、市から同青年部に感謝状を贈りました。

公園課 ☎(866)2445

1月5日(月)までに  
「既存権利の届出」を

市では、今年7月1日に都市計画を変更し、旧秋田都市計画区域と旧河辺都市計画区域を統合して、建物を建てる際のルールを統一しました。これにより、旧河辺都市計画区域内も、市街化区域と市街化調整区域に区分されました。

市街化調整区域は、農地や自然環境を保全するため、原則、建物の建築などが制限されていますが、市街化調整区域となった日(右記の場合、7月1日)の前から、自己用の住居、店舗、事務所など

を建てる目的で土地利用に関する権利(所有権・借地権など)を有していた場合は、来年1月5日(月)までに「既存権利の届出」をすることで、経過的に開発・建築行為の許可を受けることができます(ただし、平成31年6月30日までに完了するものに限ります)。

期日までに「既存権利の届出」がない場合、既存権利の行使として行う開発・建築行為であっても、許可されない場合がありますのでご注意ください。

市街化区域と市街化調整区域の指定状況は、都市計画課へお問い合わせください。

●問い合わせ  
都市計画課 ☎(866)2155

「ねんきんネット」を  
ご利用ください

■11月30日は「年金の日」  
ウェブページの「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額が、ご自身の記録をもとに、さまざまなパターンで試算できます。

まずはパソコンなどで、「ねんきんネット」と検索してみてください。

●問い合わせ 年金ナビダイヤル  
☎0570-058155